

「歯科医師国家試験制度改善検討部会 報告書」

平成 16 年 3 月 9 日

## I. はじめに

我が国の保健・医療・福祉を取りまく環境は、人口の高齢化や疾病構造の変化等に伴い大きく変貌しつつある。また、医療技術や生命科学が日進月歩する中で、患者のニーズの多様化や患者権利の認識が進み、より質の高い歯科保健・医療を国民に提供するために歯科医師として求められる基本的な知識及び技能は増加してきている。

さらに、厚生労働省は、「医療提供体制の改革のビジョン（平成 15 年）」を公表し、21 世紀における医療提供体制の改革の将来像と施策を提示し、質が高く効率的な医療の提供を実現するために医師、歯科医師等の医療を担う人材の確保と資質の向上は重要な柱の一つであるとして位置づけている。

一方、歯科医師国家試験は、歯科医師としての第一歩を踏み出し、その任務を果たすのに必要とされる知識及び技能を試すための試験であり、昭和 22 年（第 1 回）歯科医師国家試験が実施されて以来、国家試験として妥当な範囲と適切なレベルを保つため、近年では定期的に国家試験制度の改善を行って質の向上に努めてきている。

直近では、「歯科医師国家試験制度改善委員会報告書（平成 12 年）」を踏まえ、平成 14 年（第 95 回）歯科医師国家試験から、必修問題及び禁忌肢問題の導入に伴い出題数を 280 題から 330 題へ増加し、将来のプール制（試験問題を出題する前にあらかじめ蓄えておくこと）の実現に向けた取り組みを行う等の改善がなされてきた。

「医療提供体制の改革のビジョン（平成 15 年）」、「歯科医師国家試験制度改善委員会報告書（平成 12 年）」、平成 18 年 4 月から開始される歯科医師臨床研修の必修化等を踏まえ、歯科医師国家試験制度のさらなる向上を目的として、平成 15 年 6 月に本部会による審議を開始し、以降 5 回の審議を重ね検討をすすめてきた結果、今般、今後の歯科医師国家試験の制度に対する改善事項について、以下のとおり意見をとりまとめたのでここに報告する。

## Ⅱ. プール制への移行

「歯科医師国家試験制度改善委員会報告書（平成 12 年）」を踏まえて、平成 14 年度から開始された、プール制の実現に向けた取り組みについては、試験問題を収集・蓄積する体制を強化しつつ、引き続き継続してプール制への移行を目指すべきである。

プールする試験問題数については、当面、1 万題程度を収集・蓄積することとして、最終的には数万題とすることが望ましい。

なお、プールされた試験問題を歯科医師国家試験に出題する場合には、試験問題の収集・蓄積状況を踏まえつつ、平成 17 年から出題割合を段階的に増加して、プール制への移行を実現していくべきである。

### 1. 試験問題及び視覚素材の公募

従来の問題作成方式（毎年、試験委員が試験委員会で試験問題を作成する方式）のみで、多数の良質な問題を早急に蓄積していくことには限界があるため、全国の大学歯学部・歯科大学等に試験問題の作成についての協力依頼を行い、多数の良質な問題を収集・蓄積していく体制を早急に整備すべきである。

一方、全国の大学歯学部・歯科大学に募集の協力依頼をすでに行っている視覚素材等については、引き続き継続して実施していくべきである。

今後、試験問題及び視覚素材等の公募範囲を臨床研修施設や日本歯科医師会等に適宜拡大して、試験問題の収集・蓄積の効率化を図ることについても検討すべきである。

### 2. プール問題作成委員会によるブラッシュアッププロセス

平成 14 年度に新設されたプール問題作成委員会については、引き続き従来の試験委員会と並行して開催し、収集・蓄積された試験問題のブラッシュアップ（問題の修正）を行い、プール問題の収集・蓄積を早期に実現すべきである。なお、新たな問題の作成についても継続して行っていくべきである。

### 3. 試験問題の回収

平成14年（第95回）歯科医師国家試験から試験問題の回収を行っているところであり、今後も引き続き試験問題の回収を行うことが望ましい。

### 4. 試験結果の通知

試験問題の回収に伴い受験者が自己採点できなくなることを踏まえて、平成14年（第95回）歯科医師国家試験から開始している試験結果の通知についても引き続き継続して行うべきである。

## III. 平成18年（第99回）歯科医師国家試験からの改善事項

### 1. 出題数・出題内容

出題数については、平成14年（第95回）歯科医師国家試験から330題に増加したところであるが、より質の高い歯科保健・医療を国民に提供するために歯科医師として求められる基本的な知識及び技能は増加してきていることから、現行の330題から365題へと増加すべきである。

なお、平成14年（第95回）歯科医師国家試験から導入されている必修問題は、歯科医師として非常に重要な基本的問題であり、歯科医療に関する社会的な問題や医療倫理の問題を含んでいることから、出題数を現行の30題から50題へと増加すべきである。

出題内容について、基本的には現行の内容を踏襲していくこととするが、医療安全対策、医薬品等による健康被害等に関する問題についても出題できるよう配慮して、今後はこれらの出題を強化・充実していくように努めるべきである。

なお、「歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）」については、その内容が時代や教育内容に対応したものとなるよう、今後も継続して定期的な改定を実施していく必要がある。

また、必修問題については、現行の内容に加えて、臨床上必要な法律に関する問題、健康と医療についての常識に関する問題等についても出題できるように配慮すべきである。

さらに、禁忌肢問題についても、現行の内容に加えて、患者に多大なる損害を与えるような誤った歯科治療（診断を含む）に関する内容、生死に関わる誤った歯科治療（診断を含む）に関する内容、法律に抵触する内容についても出題できるように配慮すべきである。

問題を解くのに要する知的能力レベルについては、単純な知識量だけを問う想起型（タクソノミーⅠ）でなく受験者の応用力を問う問題解釈型（タクソノミーⅡ）・問題解決型（タクソノミーⅢ）の出題数を増加させるよう努めてきたところであるが、今後も引き続き継続して問題解釈型（タクソノミーⅡ）・問題解決型（タクソノミーⅢ）の出題数を増加させるよう努めるべきである。

また、試験問題の肯定形と否定形については、現在、肯定形の問題が増加する傾向にあるが、引き続き継続して肯定形の問題を増加させるように努めるべきである。

## 2. 出題形式の見直し（別添参照）

出題形式について、K type（解答コードから正解を選択する出題形式）は部分的な知識でも正解肢に達することが可能であり、得点が必ずしも受験者の知識量を正確に反映していない等の欠点が指摘されている。このような欠点を改善するためK type の減少・廃止を目指し、A type 及びX type の出題を増加させていくべきである。

必修問題は、歯科医師として非常に重要な基本的問題であることから、K type の出題を廃止してA type のみの出題とするべきである。

X type については、臨床実地問題に限定して出題されてきたところであるが、臨床実地問題に限定することなく一般問題でも出題できるように配慮し、試験問題としての質を向上すべきである。

### 3. 問題の選択肢数の見直し

問題の選択肢数については、問題形式にかかわらず 5 肢に限定して出題されている。今後も選択肢数は 5 肢を原則としていくが、試験問題としての質を向上させる観点から、A type に限定して、例外的に 4 肢あるいは 6 肢の問題も出題できるように配慮すべきである。

### 4. ブループリントの導入

今後、「歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）」改定の際、歯科医師国家試験の出題数を規定した設計表（ブループリント）の導入を図り、各領域に応じた出題割合を明示すべきである。

## IV. 試験の早期化

現行の歯科医師国家試験は 3 月に試験を実施し、4 月に合格発表を行っている。このため、合格発表後、歯科医籍に登録されるまでの約 1 か月間は、医療機関に雇用されながら歯科医業に従事することができない状況にある。

一方、平成 18 年 4 月から歯科医師臨床研修の必修化が決定している。歯科医師臨床研修の必修化を契機として、歯科医師国家試験の合格者が 4 月から円滑に研修を実施できる体制を整備していくことが必要である。

今後、厚生労働省は、関係団体等との十分な調整を行い、歯科医師国家試験の早期化が実現できるよう努めるべきである。

## V. 他の検討会で検討している事項

歯科医師国家試験に関する合否基準、技術能力評価試験については、本部会では主に審議していないが、これらは歯科医師の資質向上に極めて重要であることから他の検討会の報告を踏まえて、これらが実現できる体制を整備していくべきである。

## 1. 「歯科医師資質向上検討会」

より質の高い歯科保健・医療を国民に提供することが求められていることから、「歯科医師資質向上検討会」において、主に歯科医師国家試験の合否基準についての検討がなされたところである。

今後は、この検討会の報告を踏まえて、国民の期待に応じ得る資質の高い歯科医師を確保できる環境を早急に整備すべきである。

## 2. 「歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討会」

歯科医師として必要とされる知識だけでなく技能についての評価を行うことは重要であり、現行の筆答試験のみでは技能を十分に評価することができないことが指摘されている。このため、「歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討会」において、現行の歯科医師国家試験を補完するものとしての試験、すなわち技術能力評価試験のあり方についての検討がなされたところである。

今後は、この検討会の報告を踏まえるとともに、国家試験としての客観性を担保していくことに配慮しつつ、また、関係団体等との調整を行い、技術能力評価試験が実施できる環境を整備していくことを引き続き調査・検討していくことが望ましい。

## VI. 今後検討すべき事項

### 1. 受験回数の制限

受験回数の制限は、歯科医師として適格でない者に対して早期に進路転換を促す等、歯科医師の資質向上を図るため有用な方策の一つであると考えられる。しかし、受験資格を失った者への対応等に関しては慎重な検討を要することから、今回の改善では導入を見送ることとするが、将来的な導入に向けて今後の検討課題とすべきである。

### 2. 試行問題の導入

採点対象としない試行問題を導入することにより、試験問題の正解率及び識別指数（成績の良い受験者と悪い受験者とを識別できる程度

を表す指数)等を事前に把握して、良質な試験問題を多数蓄積していくことは重要であると考えますが、試験時間が限られていること等から、今回の改善では導入を見送ることとして、今後の検討課題とすべきである。

### 3. 時間割の公表

歯科医師国家試験を含む医療関連職種の世界試験では、事前に時間割を公表することはしていないことから、今回は導入を見送るが、今後は他職種の動向も踏まえつつ、時間割の公表についても前向きに検討していくことが望ましい。

### 4. 試験結果の通知内容の拡充

平成14年(第95回)歯科医師国家試験から試験結果の通知を開始している。この通知内容の拡充については、全受験者の成績分布における本人の成績等についても通知することができるよう、将来の検討課題とすべきである。

### 5. サンプル問題等の公表

平成14年(第95回)歯科医師国家試験から試験問題の回収を開始していることから、今後、歯科医師国家試験に臨む受験者は平成13年(第94回)歯科医師国家試験までの試験傾向しか把握することができないため、サンプル問題(実際に試験に出題されている問題の類似問題)を公表すべきとの意見があった。一方、現段階では問題形式等に大きな変更がないことからその必要はないとの意見もあった。

将来、問題形式等について大きな変更がある場合、サンプル問題や出題の趣旨等の公表について検討していくことが望ましい。

### 6. コンピュータを活用した試験の導入

コンピュータを活用した試験の導入については、将来的に導入することも考慮しつつ、厚生労働科学研究において引き続き調査・検討を行い、今後の課題とすることが望ましい。

## 7. その他

歯科医師国家試験と平成17年から全国的に実施される「臨床実習開始前の共用試験」との整合性については、「臨床実習開始前の共用試験」の今後の動向を踏まえつつ、将来の検討課題とすることが望ましい。

## VII. 歯科医師国家試験予備試験の試験科目

歯科医師国家試験予備試験は、外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者の一部に対して実施している試験である。この予備試験については、歯科医師法施行規則第14条に基づき実施しているところであるが、現状の教育内容を網羅していないとの指摘があった。

この予備試験については、現状の教育内容を反映したものとすべく、試験科目数及び試験科目名についての見直しを行い、歯科医師法施行規則の改定を行うべきである。

## VIII. おわりに

今回の改善事項を踏まえ、今後は「歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）」の改定作業が進められることとなるが、今後も国民の期待に応じ得る資質の高い歯科医師を確保できるように努めていくことが望まれる。

また、今回の改善事項が実効を伴ったものとなるため、関係団体等へ積極的に働きかけ周知徹底を図るとともに、今回の改善事項が円滑に実施できるよう関係各位の一層の努力と協力とを期待する。

なお、今回の改善事項については、今後も定期的に改善結果の評価・検討を行い、さらなる国家試験制度の改善方策についての検討を加え、国家試験としての妥当な範囲とレベルを保つよう国家試験制度の向上に努めていくこととする。

## 出題形式について

### A type

5肢の選択肢のうちから1つの正解を選択する出題形式

< A type の例 >

県庁所在地はどれか。

- a 市川市
- b 川崎市
- c 神戸市
- d 倉敷市
- e 別府市

### X type

5肢の選択肢のうちから複数の正解を選択する出題形式

< X type の例 >

県庁所在地はどれか。2つ選べ。

- a 富山市
- b 川崎市
- c 神戸市
- d 倉敷市
- e 別府市

### K type

設問に対して5つの選択肢を置き、定められた解答コードのうちから1つを選択する出題形式

< K type の例 >

県庁所在地はどれか。

- (1) 富山市
  - (2) 川崎市
  - (3) 倉敷市
  - (4) 別府市
  - (5) 福井市
- a (1)、(2)    b (1)、(5)   c (2)、(3)   d (3)、(4)   e (4)、(5)

○は正解を示す